

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/inside/pdf/image1.pdf>

2015年12月7日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。

なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件

2. G II グレード 2件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全の観点から見たグレード
1	6号機	非常用ガス処理系設備室内における作業用足場の設置において、当社への申請箇所と異なる場所(重要な設備である非常用ガス処理系設備の上部)に作業用足場を設置していることを確認した。当該事象の原因を調査。	G III 以下
2	その他	6, 7号機放射性廃棄物処理建屋での配管溶接施工において、当社が要求している不適合報告がなされないまま、繰り返しの溶接補修を実施していたことを確認した。当該箇所の影響評価を行い、必要に応じ切断・再溶接を実施。	G III 以下

3. G III グレード 4件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	原子炉給水制御系給水制御装置の故障を示す警報の発生を確認した。当該装置を点検・修理。	
2	1号機	濃縮廃液タンク(C) 出口洗浄水止め弁のシートパスを確認した。当該弁を点検・修理。	
3	1号機	主タービンモーター吸込み側油ポンプの軸封部からの油にじみ(約5cc)を確認した。拭き取り実施済み。当該ポンプを点検・修理。	
4	6号機	電源停止作業後の復旧時、高圧電源盤母線電圧の低下を示す警報がクリア(警報消灯)しないことを確認した。当該電源盤を点検・修理。	